

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年
宮本指第274号					
平成28年3月15日					
宮城県警察本部長					

放置違反金等に係る滞納処分執行要領の一部改正について（通達）

放置違反金等に係る滞納処分の執行については、「放置違反金等に係る滞納処分執行要領の制定について（通達）」（平成19年1月25日付け宮本指第88号）により実施していたところであるが、この度、別添のとおり放置違反金等に係る滞納処分執行要領の一部を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、不服申立てに関する教示事項を整理した。
- (2) その他文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

平成28年4月1日

## 別添

### 放置違反金等に係る滞納処分執行要領

#### 第1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第51条の4第4項に規定する放置違反金及び同条第13項に規定する延滞金（以下「放置違反金等」という。）を納付しない者に対し、同条第14項の規定に基づき行う滞納処分の執行要領について必要な事項を定めるものとする。

##### 2 準拠

放置違反金等に係る滞納処分の執行については、道交法、地方税法（昭和25年法律第226号）、国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「国徴法」という。）、国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号。以下「国徴法施行令」という。）、国税徴収法施行規則（昭和37年大蔵省令第31号）及び国税通則法（昭和37年法律第66号）、宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）、宮城県県税条例施行規則（昭和29年宮城県規則第76号）、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）その他滞納処分に関する法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

##### 3 用語の意義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

###### (1) 滞納処分

道交法第51条の4第14項の規定により、国徴法第5章に規定する処分を行うことをいう。

###### (2) 徴収職員

放置違反金等の徴収に関する事務に従事する職員として宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定した職員をいう。

###### (3) 滞納者

放置違反金の納付を命じられた者で、その納付の期限（以下「納期限」という。）までに納付しない者をいう。

###### (4) 質問及び検査

徴収職員が滞納処分のため、滞納者の財産を調査する必要がある場合において、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に対して口頭又は書面により質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することをいう。

###### ア 滞納者

イ 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

ウ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと

認めるに足りる相当の理由がある者

エ 滞納者が株主又は出資者である法人

(5) 差押え

滞納処分の第一段階であり、放置違反金等の滞納金を徴収するために、滞納者の特定の財産の法律上又は事実上の処分を禁止し、これを取立てできる状態にしておくことを目的とする強制処分をいう。

(6) 取立て

差し押さえた債権の本来の性質及び内容に従って、金銭又は換価に通ずる財産の給付を受ける手続をいう。

(7) 配当

債権等の差押えによって第三債務者等から給付受けた金銭等を、放置違反金等、滞納処分費等に充当する手続（交付要求を行った他の債権者に対する交付及び滞納者に対する残余の交付を含む。）をいう。

4 時効

(1) 時効による消滅

放置違反金等は、地方税法第18条の規定により、納期限の翌日から起算して5年間徴収権を行使しないことによって時効により消滅する。

(2) 時効の中断

放置違反金等の徴収権の時効は、地方税法第18条の2の規定により、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間中断し、また、財産を差し押さえたときは、その差押えの効力が生じた時から終了した時まで中断する。

なお、中断後は、新たに進行を始める。

第2 徴収職員の指定及び任務

1 徴収職員の指定

(1) 徴収職員の指定

徴収職員は、交通部交通指導課に勤務し、違法駐車車両の取締り事務を担当する警察職員で、主任以上の職にあるものの中から指定する。

(2) 徴収職員証の交付等

ア 徴収職員を指定したときは、当該徴収職員に放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則（平成18年宮城県公安委員会規則第14号）第4条第2項に規定する徴収職員証を交付する。

イ 徴収職員は、人事異動その他の理由により滞納処分を執行することができなくなったときは、徴収職員証を返納すること。

ウ 徴収職員が徴収職員証を紛失したときは、官報への掲載等必要な手続を執るものとする。

エ 徴収職員証の作成、返納、廃棄及び再交付に当たっては、徴収職員証整理簿（別記様式第1号）にその旨を記載し、その状況を明らかにしておくもの

とする。

## 2 徴収職員の任務

- (1) 徴収職員は、公安委員会の命を受け、滞納処分を執行する。
- (2) 徴収職員は、滞納処分に関する質問、検査若しくは搜索又は差押えをするときは、徴収職員証を携帯し、関係者から要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (3) 徴収職員は、徴収職員証の適正な保管管理に努めなければならない。
- (4) 徴収職員は、徴収職員証を紛失したときは、速やかにその状況を公安委員会に報告するとともに、徴収職員証再交付申請書（別記様式第2号）により、再交付の申請をしなければならない。

## 第3 関係書類の送達

### 1 書類の送達方法

滞納処分に関する書類（以下「関係書類」という。）は、地方税法第20条の規定により郵便による送達又は交付送達により、当該送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達するものとする。

#### (1) 郵便による送達の方法

- ア 郵便による送達は、必要と認められるときは、関係書類の重要度に応じて、書留郵便又は配達証明郵便により送達するものとする。
- イ 郵便により関係書類を発送したときは、当該関係書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先、発送年月日等を関係書類郵送記録簿（別記様式第3号）に記載しておかなければならない。

#### (2) 交付送達の方法

- ア 交付送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所において、当該送達を受けるべき者に徴収職員が直接関係書類を交付して行い、交付送達記録書（別記様式第4号）に署名押印を求め、その経過を明らかにしておかなければならない。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。
- イ 送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所において送達を受けるべき者に出会わないときは、その使用人その他の従業者又は同居の者で関係書類の受領について相当のわきまえのある者に関係書類を交付することができる。
- ウ 関係書類の送達を受けるべき者その他前記イに規定する者が送達すべき場所に不在等でいないとき、これらの者が正当な理由がなく関係書類の受取を拒んだときは、送達すべき場所に関係書類を差し置くことができる。  
なお、この場合、交付送達記録書にその事由を付記するものとする。

### 2 公示送達の方法

前記1の規定により、送達すべき関係書類について当該送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達

につき困難な事情があると認められる場合には、地方税法第20条の2の規定により当該送達に代えて公示送達をすることができる。この場合、「放置違反金の納付命令等に関する事務処理要領の一部改正について（通達）（平成28年3月15日付け宮本指第270号。以下「納付命令等要領」という。）に定める別記様式第2号の公示送達書により、公安委員会の掲示板に掲示して行う。

なお、公示送達の見しめを始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

#### 第4 滞納処分準備行為

##### 1 滞納処分の要件

滞納処分は、原則として、滞納者に対し督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合に行う。

##### 2 滞納処分の執行の決定及び差押えの予告

###### (1) 滞納処分の執行の決定

督促状によって、督促したものにもかかわらず、滞納者が放置違反金等を納付しないときは、滞納処分執行決定書（別記様式第5号）により、放置違反金等の滞納処分を執行する旨の決定を行う。

###### (2) 差押えの予告

滞納処分の執行の決定を行ったときは、当該滞納者に対して財産差押予告通知書（別記様式第6号）に放置違反金等の納付に関する規則（平成18年宮城県公安委員会規則第13号）に定める納入通知書、領収済通知書及び収納票を同封して送達する。

#### 第5 財産調査

国徴法第141条の規定により滞納者の財産を調査するときは、次によるほか所要の調査を行うものとする。

##### 1 滞納者等に対する質問

滞納者その他関係人に質問したときは、必要に応じてその結果を聴取書（別記様式第7号）に記載の上、事績を明らかにしておくものとする。この場合において、滞納者と面接したときは、放置違反金等の納付履行を促すため、できる限り当該滞納者から誓約書（別記様式第8号）を徴収するものとする。

##### 2 電話会社調査

預貯金差押えの前段の調査として行う東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の営業所に対する電話加入権の調査は、当該営業所の長又はこれに代わる者に電話加入原簿・電話加入権質原簿閲覧申請書（別記様式第9号）を提出の上、電話加入原簿等を閲覧することとし、その調査結果を電話加入権調査書（別記様式第10号）に記載する。

##### 3 金融機関調査

###### (1) 銀行等調査

金融機関に対する預貯金等の調査は、ゆうちょ銀行に関しては貯金等の調査

について（照会）（別記様式第11号）により、ゆうちょ銀行以外の銀行等に関しては預金等の調査について（照会）（別記様式第12号）により、それぞれ別紙回答書により金融機関からの回答を求めるものとする。ただし、金融機関に直接赴いて調査を行うときは、当該金融機関の長又はこれに代わる者に金融機関の預貯金等の調査証（別記様式第13号）を提示するとともに、滞納者に係る預貯金等に関する質問を行い、又は帳簿若しくは書類を調査するものとする。

## (2) クレジットカード会社調査

電話会社に対する調査等からクレジットカードによる料金支払方法等が判明した場合には、当該クレジットカード会社に対し、調査依頼について（照会）（別記様式第14号）を送付し、振替口座金融機関名等について調査するものとする。

## 第6 検索

### 1 検索ができる場合

#### (1) 滞納者の物等の検索

徴収職員は、国徴法第142条第1項の規定により、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所を搜索することができる。

#### (2) 第三者の物等の検索

徴収職員は、国徴法第142条第2項の規定により、滞納処分のため必要があり、かつ、次に掲げる事由のあるときに限り、第三者の物又は住居その他の場所を搜索することができる。

ア 滞納者の財産を所持する第三者でその引渡しをしないとき。

イ 滞納者の親族その他特殊関係者で滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合に、その財産の引渡しをしないとき。

### 2 検索調書の作成

徴収職員は、国徴法第142条から第145条までの規定により、滞納処分のため必要があり、搜索を行ったときは、国徴法第146条の規定の例により 搜索調書（別記様式第15号）を作成し、搜索調書（謄本）（別記様式第15号の2）を搜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立 会人に交付しなければならない。この場合、搜索調書には立会人の署名押印を求め、立会人がこれに応じないときは、その理由を搜索調書に付記しなければならない。

### 3 検索に引き続いて財産を差し押さえた場合

前記2の規定は、第7の規定による差押調書を作成する場合には、適用しない。この場合においては、差押調書（謄本）を滞納者又は前記2の第三者及び立会人に交付しなければならない。

## 第7 財産の差押え

### 1 差押え財産

徴収職員が差し押さえるべき滞納者の財産は、当該滞納者の債権（国徴法第62条第1項に規定する債権をいう。以下同じ。）のうち、原則として、滞納者に帰属する預貯金とする。

## 2 預貯金の差押え

預貯金は、銀行等の金融機関を受寄者とする金銭の消費寄託（民法（明治29年法律第89号）第666条）であり、預金契約による預金の払戻請求権に対して差押えを行うものである。滞納者の預貯金を差し押さえるときは、国徴法第62条第1項の規定により、第三債務者である金融機関に対する債権差押通知書（別記様式第16号）の送達により行い、差押えの効力は債権差押通知書が第三債務者である金融機関に送達されたときに生ずる。

なお、債権を差し押さえた場合は、差押調書（別記様式第17号）を作成し、滞納者に差押調書（謄本）（別記様式第17号の2）を送達しなければならない。

## 3 債権証書の取上げ

### (1) 取上げ

徴収職員は、債権の差押えのため必要があるときは、国徴法第65条の規定によりその債権に関する証書（以下「債権証書」という。）を取り上げることができる。この場合においては、国徴法施行令第28条第1項の規定の例により取上調書（別記様式第18号）を作成し、取上調書（謄本）（別記様式第18号の2）を滞納者その他当該処分を受けた者に交付しなければならない。

ただし、債権証書の取上げに際し、前記第6—2の搜索調書又は前記2の規定による差押調書を作成するときは、これらの調書に当該債権証書の名称その他必要事項を付記して取上調書の作成に代えることができる。

### (2) 公安委員会への引渡し

徴収職員は、取り上げた債権証書を速やかに公安委員会に引き渡さなければならない。この場合、交通部長は、国徴法施行令第23条第2項の規定により債権証書の出納の状況を差押財産出納簿（別記様式第19号）に記載し、その経緯を明らかにしておかなければならない。

## 4 二重差押え

(1) 既に滞納処分による差押え（先順位の差押え）がされている債権の差押え既に滞納処分による差押えがされている債権を、重ねて差押えをする（以下「二重差押え」という。）場合には、前記2の手続によるほか、併せて先順位の差押えに係る行政機関等に対して交付要求（二重差押えをした旨を付記）するものとする。

### (2) 既に強制執行等による差押えがされている債権の差押え

二重差押えをする場合には、前記2の手続によるほか、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和32年法律第94号）第36条の3第2項の規定により執行裁判所に対して債権差押通知書により通知しなければならない。

## 5 取立て

### (1) 金融機関に対する債権の取立て

徴収職員は、国徴法第67条第1項の規定により第三債務者である金融機関から差し押さえた債権を取立てするものとし、財務規則第37条第2項の規定に基づく「財務規則の運用について（通知）」（平成2年4月日付け出会第26号。以下「運用通知」という）第37条関係4の現金領収票（控）（運用通知様式第73号の2）を作成して出納事務の委任等に関する規程（昭和60年宮城県告示第354号）第7条第1項の現金領収印を押印の上、現金領収票を当該金融機関に交付するものとする。

なお、現金領収の取扱については、財務規則第37条の規定に従い取り扱わなければならない。

### (2) 取り立てた債権の取扱

取り立てた債権は、歳入歳出外現金として、財務規則第37条第2項の現金納付書（運用通知様式第72号の2）、領収済通知書（運用通知様式第72号の3）及び収納票（運用通知様式第72号の4）により、翌営業日までに指定金融機関に払い込まなければならない。

## 6 配当

### (1) 配当の原則

国徴法第129条第1項各号の規定の例により、預貯金の差押えにより金融機関から給付を受けた金銭（以下「換価代金等」という。）は、差押えに係る放置違反金等、交付要求を受けた国税、地方税及び公課並びに権利者等の債権に配当しなければならない。

### (2) 配当計算書の発送

前記(1)により換価代金等を配当しようとするときは、国徴法第131条の規定により、配当計算書（別記様式第20号）を作成するとともに、取立ての日から3日以内に、債権現在額申立書を提出した者、国徴法第130条第2項後段の規定により金額を確認した債権を有する者及び滞納者に対して配当計算書（謄本）（別記様式第20号の2）を発送しなければならない。

### (3) 換価代金等の交付期日の告知

前記(2)の規定により配当計算書（謄本）を交付するときは、国徴法第132条第1項及び第2項の規定によりその交付のため発送した日から起算して7日を経過した日を換価代金等の交付期日として付記し、告知しなければならない。ただし、配当する債権が放置違反金等以外に無く、かつ、残余金もない場合は、その期間を短縮することができる。

### (4) 交付を受けた者からの領収証の徴収

換価代金等の交付期日において換価代金等を交付したときは、当該換価代金等の交付を受けた者から換価代金等領収書（別記様式第21号）を徴収するものとする。

(5) 滞納者への通知

国徴法第129条第2項の規定により、差し押さえた金銭又は交付要求により交付を受けた金銭は、それぞれ差押え又は交付要求に係る放置違反金等に充当し、滞納者に対し充当通知書（別記様式第22号）により通知しなければならない。

(6) 滞納者への残余金の交付

前記(1)の規定により配当した金銭又は前記(5)の規定により充当した金銭に残余があるときは、当該残余の金銭を滞納者に交付し、当該滞納者から残余金領収書（別記様式第23号）を徴するものとする。

第8 歳入の手続

道交法第51条の4第14項の規定による放置違反金等の滞納処分に伴い、前記第7-6-(1)又は(5)の規定により放置違反金等に配当し、又は充当した金銭については、財務規則第31条及び第75条の規定に基づき、歳入の手続を執らなければならない。

第9 差押えの解除の要件

1 差押えを解除しなければならない場合

国徴法第79条第1項の規定の例により次の各号の一に該当することとなったときは、差押えを解除しなければならない。

- (1) 納付、充当、納付命令の取消その他の理由により差押えに係る放置違反金等の全額が消滅したとき。
- (2) 差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る放置違反金等に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなったとき。

2 差押を解除することができる場合

国徴法第79条第2項の規定の例により次の各号の一に該当することとなったときは、差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができる。

- (1) 差押えに係る放置違反金の一部の納付、充当、納付命令の一部取消し、差押え財産の値上りその他の理由により、その価額が差押えに係る放置違反金等及びこれに先立つ国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき
- (2) 滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合においてその財産を差し押さえたとき。

3 差押えの解除の手続

(1) 差押え解除の通知

国徴法第80条第1項及び第2項の規定による差押えの解除は、差押解除通知書（別記様式第24号）により第三債務者及び滞納者に通知しなければならない。

また、交付要求をしている者があるときは、国徴法第81条の規定により、

差押解除通知書により通知しなければならない。

## (2) 財産の返還

差押えの解除に伴い、取り上げている債権証書があるときは、国徴法第80条第5項の規定により、滞納者に対し返還しなければならない。この場合、滞納者から差押財産受領書（別記様式第25号）を徴するものとする。

## 第10 交付要求

### 1 交付要求の要件

次のいずれにも該当する場合は、強制換価手続（国徴法第2条第12号に規定をいう。以下同じ。）を行った執行機関（国徴法第2条第13号に規定する執行機関という。以下同じ。）に対し、同法第82条第1項の規定により交付要求することができる。

- (1) 滞納者の財産について先行の強制換価手続が行われたこと。
- (2) 滞納となっている放置違反金等があること。

### 2 交付要求の手続

#### (1) 交付要求の方法

交付要求をするときは、強制換価手続を行った執行機関に交付要求書（別記様式第26号）を送達するものとする。

なお、二重差押えを行った場合には、先順位の差押権者（2以上ある場合にはその全て）に送達する交付要求書に、その旨を付記しなければならない。

#### (2) 滞納者等への通知

滞納者及び交付要求に係る財産上の質権者等のうち知れている者に対し交付要求通知書（別記様式第27号）により通知しなければならない。

#### (3) 交付要求の終期

国税又は地方税の行政機関に対する交付要求は、その換価に付すべき財産が金銭による取立てによるものである場合、その取立ての時までに交付要求をしなければならない。

なお、交付要求に基づき滞納処分による配当を受ける際には、国税又は地方税の行政機関に対して債権現在額申立書（別記様式第28号）を提出しなければならない。

### 3 交付要求の解除

国徴法第84条第1項の規定により交付要求を解除するときは、当該交付要求に係る執行機関、滞納者及び質権者等のうち知れている者に交付要求解除通知書（別記様式第29号）により通知しなければならない。

## 第11 放置違反金等を徴収されたことを証する書面の送付

滞納処分により放置違反金等の全額を徴収したときは、納付命令等要領に定める別記様式第20号の納付・徴収済確認書により、滞納者に送達する。

徴収職員証整理簿

徴収職員証 番 号	作 成 ・ 交 付				受領印
	係 名	階 級	氏 名	交付年月日	
	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
	返 納 ・ 廃 棄			再 交 付	
返納年月日	廃棄年月日	廃棄者印	申請年月日	理 由	
年 月 日	年 月 日		年 月 日		
徴収職員証 番 号	作 成 ・ 交 付				受領印
	係 名	階 級	氏 名	交付年月日	
	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
	返 納 ・ 廃 棄			再 交 付	
返納年月日	廃棄年月日	廃棄者印	申請年月日	理 由	
年 月 日	年 月 日		年 月 日		
徴収職員証 番 号	作 成 ・ 交 付				受領印
	係 名	階 級	氏 名	交付年月日	
	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
	返 納 ・ 廃 棄			再 交 付	
返納年月日	廃棄年月日	廃棄者印	申請年月日	理 由	
年 月 日	年 月 日		年 月 日		
徴収職員証 番 号	作 成 ・ 交 付				受領印
	係 名	階 級	氏 名	交付年月日	
	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
	返 納 ・ 廃 棄			再 交 付	
返納年月日	廃棄年月日	廃棄者印	申請年月日	理 由	
年 月 日	年 月 日		年 月 日		
徴収職員証 番 号	作 成 ・ 交 付				受領印
	係 名	階 級	氏 名	交付年月日	
	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
	返 納 ・ 廃 棄			再 交 付	
返納年月日	廃棄年月日	廃棄者印	申請年月日	理 由	
年 月 日	年 月 日		年 月 日		

徴収職員証再交付申請書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

宮城県警察本部交通部交通指導課

階 級 氏名 ⑩

下記のとおり徴収職員証を紛失しましたので、再交付を申請します。

記

- 1 紛失した徴収職員証（交付年月日及び徴収職員証番号）
- 2 紛失年月日
- 3 紛失場所
- 4 紛失の状況



別記様式第4号

交 付 送 達 記 録 書		
年 月 日		
次のとおり送達しました。		
宮城県公安委員会 徴収職員 <span style="float: right;">㊟</span>		
送達を受けるべき者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
書類の名称及び送達数		
受取人の署名（記名）押印	㊟	
送達した年月日時	年 月 日 午 時 分	
送達した場所		
備考		

## 別記様式第5号

決 裁	部 長	課 長	次 長	補 佐	係 長	整理番号	第	号
						決裁年月日	.	.
滞 納 処 分 執 行 決 定 書								
次の者に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定により、放置違反金等の滞納処分を執行することを決定する。								
滞 納 者	住所又は所在地							
	氏名又は名称	年 月 日生（ 歳）						
	職業等							
滞 納 金 額		放置違反金	延滞金			合計金額		
納 付 命 令	送 達	年 月 日 交付第			号 納付期限		年 月 日	
	公示送達	年 月 日 公示 告示第			号 （		）	
督 促 状	送 達	年 月 日 発送第			号 指定期限		年 月 日	
	公示送達	年 月 日 公示 告示第			号 （		）	
時 効 完 成 日		年 月 日						
催 促 状 況	財産差押 予告通知書	年 月 日 発送第			号		年 月 日 午 時 分	
	面 接				回		確認 方法	
	電 話				回		年 月 日 午 時 分	
	そ の 他				回		確認 方法	
標 章 番 号								
備 考		担当者						

殿

宮城県公安委員会

## 財産差押予告通知書

あなたが納付すべき放置違反金が未納となっています。

については、下記指定納付期限までに次の放置違反金を同封の納付書（赤※）により、納付場所窓口においてに必ず振り込んで下さい。

納付されないときは、当公安委員会において道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 1 4 項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえます。

下記期日までに納付できない特別の事情があるときは、申し出てください。

なお、延滞金が発生している場合には、延滞金まで完納されない限り、車検拒否及び滞納処分が継続されますのでご注意ください。

また、納付された後、本状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金
	第 号	
指定納付期限	年 月 日 まで	
納付場所		

- 注 1 上記の放置違反金等を納付していないため、法令の規定により、車検拒否の対象となっています。
- 2 納付書は、督促状又は催促状に同封しました納付書（赤※）と同一のもので、上記納付場所の金融機関の窓口でお納め下さい。（同納付書の納入期限は経過していますが納付することができます。）  
なお、納付した場合には、納付書（赤※）に添付されている領収書が当該放置違反金を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。
- 3 本状の送達により納付されたときは、延滞金が発生していることがあります。  
延滞金が発生している場合には、放置違反金を納付した後に、放置違反金に係る延滞金納付のお知らせと納付書（緑※）が届きますので、上記納付場所窓口でお納め下さい。

※ 納付書（赤※）（緑※）…納入通知書兼領収書及び領収済通知書の枠外下部「原課（公所）－納入義務者（返納者）－金融機関…」部分が赤色帯又は緑色帯の納付書

照 会 先
〒 980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県警察本部交通部 電話 (022) 221-7171 (内線 )



誓 約 書

私は、私を名宛て人とする下記の納付命令を原因とする放置違反金  
□  
について、その金額を納付すべき義務があることを確認するとともに、宮城県  
(公安委員) に対して 年 月 日までにその金額を納付す  
ることをここに制約します。

なお、不履行の場合は、いかなる処分を受けても不服を申しません。

記

違反番号	放置違反金	延滞金	納付期限
合 計			

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住所

氏名

印



## 電 話 加 入 権 調 査 書

調査先	営業所	年 月 日調査	調 査 者		
滞納者	氏名又は名称		住所又は所在地		
加入原簿 (基本情報)	加入者	氏 名			
		住 所			
		電 話 番 号			
		電 話 機 の 設 置 場 所			
		電 話 の 種 類	単独 共同 着信	単独 共同 着信	単独 共同 着信
			住宅用 事務用	住宅用 事務用	住宅用 事務用
		連絡先・掲載			
差 押	受 付 番 号	号	号	号	
	差 押 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	執 行 機 関 名	税 務 署 市・町・村	税 務 署 市・町・村	税 務 署 市・町・村	
	差 押 金 額 ・ 税 目 等	円 税	円 税	円 税	
現に効力のある質権	受 付 番 号	番	番	番	
	登 録 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	設 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	債 権 額				
	質 権 者	住 所 氏 名			
料金払込口座振替の有無及び銀行口座等	口座振替 有 ・ 無	口座振替 有 ・ 無	口座振替 有 ・ 無	口座振替 有 ・ 無	
	(毎月 日引落)	(毎月 日引落)	(毎月 日引落)	(毎月 日引落)	
	金融機関名	金融機関名	金融機関名	金融機関名	
	銀行 支店	銀行 支店	銀行 支店	銀行 支店	
	口座番号	口座番号	口座番号	口座番号	
	口座名義	口座名義	口座名義	口座名義	

殿

宮城県公安委員会 印

## 貯金等の調査について（照会）

第 5 1 条の 4 第 1 4 項の規定により適用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）及び国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 1 4 1 条第 3 号の規定に基づき行うものです。ご多忙のところ恐縮ですが、次の者に係る照会事項について調査の上、預金等調査により回答していただきますようお願いいたします。

## 記

住所又は所在地	
(旧住所又は旧所在地)	
フリガナ 氏名又は名称 (生年月日)	年 月 日生

照 会 事 項	
1 通常郵便貯金口座開設の有無。有りの場合は、記号番号、現在高、最終取引日及び過去 3 か月分の預払状況	
2 定額・定期郵便貯金口座開設の有無。有りの場合は、記号番号、個番、預入年月日、預入金額及び満期日	
3 その他参考となる事項	
照会庁取扱者	宮城県公安委員会 徴収職員 ㊟
回答先 〒980-8410	所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 名称 宮城県警察本部交通部交通指導課 電話 (022) 221-7171 内線

別紙

貯金等調査回答書			
氏名又は名称		生年月日	年 月 日
住所又は所在地 (旧住所又は旧所在地)			

届出住所				
貯金口座	有 無	有 ・ 無		
	記号番号			
	現在高			
	最終取引日			
	※ 取引がある場合には、過去3ヶ月分の預払状況の明細の添付をお願いします。			
定額・定期口座	有 無	有 ・ 無		
	記号番号			
	個番			
	預入年月日			
	預入金額			
	満期日			

その他参考となる事項

上記のとおり回答します。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

印

---

担当者

Ⓜ

電話

殿

宮城県公安委員会 印

## 預金等の調査について（照会）

この照会は、放置違反金等の徴収のため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定により適用する地方税法（昭和25年法律第226号）及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条第3号の規定に基づき行うものです。ご多忙のところ恐縮ですが、次の者に係る照会事項について調査の上、別紙回答書により回答していただきますようお願いします。

記

住所又は所在地	
(旧住所又は旧所在地)	
フリガナ 氏名又は名称 (生年月日)	年 月 日生

## 照 会 事 項

1 預金口座の有無。有りの場合は、口座開設店、口座種別、口座番号、預金残高、最終取引日及び満期日	
2 貸付の有無。有りの場合は、貸付の形式、貸付金額、担保物件、担保内容及び返済遅延額	
3 保護預かりの有無。有りの場合は、品目及び点数	
4 その他参考となる事項	
照会庁取扱者	宮城県公安委員会 徴収職員 ㊟
回答先 〒980-8410	所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 名称 宮城県警察本部交通部交通指導課 電話 (022) 221-7171内線

※ 回答書に取引明細等の資料を添付していただいたときは、その項目の記載は必要ありません。

別紙

預金等調査回答書

氏名又は名称		生年月日	年 月 日
住所又は所在地 (旧住所又は旧所在地)	.....		

届出住所					
預 金	口座開設の有無	有		無	
	口座開設店				
	口座種別				
	口座番号				
	預金残高 (残高照会日)	( 年 月 日)	( 年 月 日)	( 年 月 日)	
	最終取引日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	満期日				
貸 付	貸付の有無	有		無	
	貸付の形式	証書 ・ 手形	貸付金額		円
	担保物件	有 ・ 無	担保内容		
	返済遅延	有 ・ 無	返済遅延額		円
保護預かり	有 ・ 無	品目		点数(株数)	

その他参考となる事項

上記のとおり回答します。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

印

担当者

印

電話

金融機関の預貯金等の調査証

預金者 住所又は所在地

氏名又は名称

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規程に基づき、地方税の滞納処分の例により放置違反金等を徴収するため、上記の者（預金者名義は異なっているが、上記の者と同一であると認められるものを含む。）の預貯金等を調査する必要があることを証する。

調査担当者

宮城県公安委員会

（宮城県警察本部交通部交通指導課）

徴収職員

調査対象金融機関

年 月 日

宮城県公安委員会

印

殿

宮城県公安委員会 印

調査依頼について（照会）

この照会は、放置違反金等の徴収のため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定により適用する地方税法（昭和25年法律第226号）及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条第3号の規定に基づき行うものです。ご多忙のところ恐縮ですが、次の者に係る照会事項について調査の上、別紙回答書により回答していただきますようお願いいたします。

記

滞 納 者	住所又は所在地	
	(旧住所又は旧所在地)	
	フリガナ 氏名又は名称 (生年月日)	年 月 日生
照 会 事 項		
1 契約名義人の住所、氏名（又は所在地、名称）及び電話番号 2 料金の支払方法 3 その他参考となる事項		
照会庁取扱者	宮城県公安委員会 徴収職員 ㊟	
回答先 〒980-8410	所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 名称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話 (022) 221-7171内線	

別紙

調査回答書	
住所又は所在地	
ふりがな	電話番号
氏名又は名称	
料金の 支払の方法	<input type="checkbox"/> 現金支払 <input type="checkbox"/> 口座振替 <div style="margin-left: 40px;">金融機関名 _____</div> <div style="margin-left: 40px;">口座番号 _____</div>
その他	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 移転（      年      月      日付け） <div style="margin-left: 40px;">移転先住所 _____</div> <div style="margin-left: 40px;">移転先電話番号 _____</div> <div style="margin-left: 40px;">取扱の支店等 _____</div> <input type="checkbox"/> 空番につき前加入者を回答 <input type="checkbox"/> その他参考事項
<p>上記のとおり回答します。</p> <p style="text-align: right;">年      月      日</p> <p>宮城県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">_____ 印</p>	
担当者	電話 <span style="font-size: small;">Ⓜ</span>

捜 索 調 書							
						第	号
						年	月
							日
殿							
宮城県公安委員会							
徴収職員 (印)							
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、下記のとおり検索しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第146条第1項の規定により、この調書を作成します。							
滞納者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
滞納金額	年度	違反番号	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	備考
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
検索事項	検索した場所又は物		-----				
	検索日時		年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで				
膳本事項	備考						
	-----						
膳本事項	上記の検索に立ち会い、捜索調書膳本を受領しました。						
	年 月 日 ( )						
膳本事項	捜索調書膳本（捜索を受けた者宛）を受領しました。						
	年 月 日 ( )						
連絡先	〒980-8410		所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号				
			名称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係				
			電話 (022) 221-7171内線				

備考 「滞納金額」の欄が不足するときは、別紙を使用すること。

別記様式第15号の2

捜 索 調 書 (謄本)							
殿						第 年 月 日	号
宮城県公安委員会							
徴収職員 ⑩							
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、下記のとおり捜索しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第146条第1項の規定により、この調書を作成します。</p>							
滞 納 者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
滞 納 金 額	年度	違反番号	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	備考
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
捜 索 事 項	捜索した場所 又は物						
	捜索日時		年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで				
備 考							
謄 本 事 項	上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。						
	年 月 日 ( )						
捜索調書謄本（捜索を受けた者宛）を受領しました。							
年 月 日 ( )							⑩
連 絡 先	〒980-8410 所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号						
名 称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係							
電 話 (022) 221-7171内線							

備考 「滞納金額」の欄が不足するときは、別紙を使用すること。

# 債権差押通知書

第 年 月 日  
号

殿

宮城県公安委員会

印

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の債権を差し押さえますから、履行期限までに徴収職員に支払ってください。  
なお、この通知を受けた後は、債権者に対して支払ってもその支払は無効です。

滞 納 者 （ 債 権 者 ）	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
滞 納 金 額	年度	違反番号	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	備 考
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
債 務 者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
差 押 債 権	履行期限						
備 考							
取 扱 者		徴収職員					㊟
連 絡 先	〒980-8410		所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号				
			名 称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係				
			電 話 (022) 221-7171内線				

注1 延滞金は、この差押後の取立日までの金額になります。  
 2 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当該日まで）に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。

# 差 押 調 書

この差押債権の取立その他の処分を禁じます。

第 年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の債権を差し押さえましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定によりこの調書を作成します。  
 なお、この差押後は、この債権者の取立て、免除、譲渡その他の処分をしてはけません。

(債権者)	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
滞納金額	年度	違反番号	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	備考
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
差押債権	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
	履行期限						
備考							
謄本事項	差押調書謄本（滞納者宛て）を受領しました。 年 月 日 ( ) <span style="float: right;">㊟</span>						
	債権差押通知書（第三債務者宛て）を受領しました。 年 月 日 ( ) <span style="float: right;">㊟</span>						
取扱者	徴収職員 <span style="float: right;">㊟</span>						
連絡先	〒980-8410 所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 名称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話 (022) 221-7171内線						

注1 延滞金は、この差押後の取立日までの金額になります。  
 2 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当該日まで）に宮城県公安委員会

差 押 調 書 (謄本)

この差押債権の取立その他の処分を禁じます。

第 年 月 日

殿

宮城県公安委員会

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の債権を差し押さえましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定によりこの調書を作成します。

なお、この差押後は、この債権者の取立て、免除、譲渡その他の処分をしてはいけません。

滞納者 (債権者)	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
滞納金額	年度	違反番号	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	備考
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
差押債権	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
	履行期限						
備考	-----						
	-----						
謄本事項	差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。 年 月 日 ( ) ㊟						
	債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。 年 月 日 ( ) ㊟						
取扱者	徴収職員 ㊟						
連絡先	〒980-8410 所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 名称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話 (022) 221-7171内線						

- 注1 延滞金は、この差押後の取立日までの金額になります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当該日まで）に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。

# 取 上 調 書

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会

徴収職員 ㊟

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の証書を取り上げましたので、国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第28条第1項の規定によりこの調書を作成します。

(債 納 者)	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
取 り 上 げ た 証 書	証 書 の 名 称 等	差 押 財 産	
備 考			
膳 本 事 項	取上調書膳本を受領しました。		
	年 月 日 ( )	㊟	
連 絡 先	取上調書膳本（処分を受けた者宛）を受領しました。		
	年 月 日 ( )	㊟	
	〒980-8410	所在地	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
		名 称	宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
		電 話	(022) 221-7171内線

注 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当該日まで）に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。

取 上 調 書 (謄本)		
第 年 月 日 号		
殿  宮城県公安委員会  徴収職員 <span style="float: right;">㊟</span>		
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の証書を取り上げましたので、国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第28条第1項の規定によりこの調書を作成します。		
(債権者)	住所又は所在地	
滞納者)	氏名又は名称	
取 り 上 げ た 証 書	証 書 の 名 称 等	差 押 財 産
備 考	..... .....	
謄 本 事 項	取上調書謄本を受領しました。 年 月 日 ( ) <span style="float: right;">㊟</span>	
	取上調書謄本（処分を受けた者宛）を受領しました。 年 月 日 ( ) <span style="float: right;">㊟</span>	
連 絡 先	〒980-8410 所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 名 称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電 話 (022) 221-7171内線	

注 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当該日まで）に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。



## 配 当 計 算 書

第 年 月 号

殿

宮城県公安委員会

印

次の受入の欄に記載の金額については、換価代金等の交付の欄に記載の期日及び場所において、支払の欄又は残余金の欄に記載のとおり配当又は交付することとします。  
 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定によりこの計算書を作成します。

滞納者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
受入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在			金 額	
				円	
				円	
				円	
支払	債権者の住（居）所及び氏名又は名称	公安委員会が確認した債権額	配当順位	配当金額	備 考
		円		円	
		円		円	
残余金（		殿へ交付）			円
換価代金等の交付	期 日	年 月 日 午 時 分			
	場 所	宮城県公安委員会（警察本部交通部交通指導課）			
取 扱 者		徴収職員			印
連絡先	〒980-8410	所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号			
		名 称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係			
		電 話 （022）221-7171内線			

注1 交付期日には配当計算書謄本及び印章を持参して下さい。

2 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当該日まで）に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。

3 この配当計算書について異議があるときは、換価代金等の交付期日までに当公安委員会（警察本部交通部）に申し出ることができます。

## 配当計算書 (謄本)

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会

印

次の受入の欄に記載の金額については、換価代金等の交付の欄に記載の期日及び場所において、支払の欄又は残余金の欄に記載のとおり配当又は交付することとします。  
 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定によりこの計算書を作成します。

滞納者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
受入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在			金額	
				円	
	-----				
	-----				
支払	債権者の住（居）所及び氏名又は名称	公安委員会が確認した債権額 円	配当順位	配当金額 円	備考
残余金（ 殿へ交付） 円					
換価代金等の交付	期日	年 月 日 午 時 分			
	場所	宮城県公安委員会（警察本部交通部交通指導課）			
取扱者		徴収職員			㊟
連絡先	〒980-8410	所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号			
		名称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係			
		電話 (022) 221-7171内線			

注1 交付期日には配当計算書謄本及び印章を持参して下さい。

注2 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当該日まで）に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。

注3 この配当計算書について異議があるときは、換価代金等の交付期日までに当公安委員会（警察本部交通部交通指導課）に申し出ることができます。

換 価 代 金 等 領 収 書

¥

---

ただし、            年    月    日 付けの配当計算書に基づく換価代金等

上記金額を領収しました。

年    月    日

宮城県公安委員会 殿

住所

氏名

㊞

別記様式第22号

充 当 通 知 書									
						第 年	月	号 日	
殿									
						宮城県公安委員会		印	
次のとおり、差し押さえた金銭（交付要求（参加差押え）により交付を受けた金銭）を滞納放置違反金等に充当しましたので通知します。									
滞 納 者	住所又は所在地								
	氏名又は名称								
差し押さえた金銭又は交付要求若しくは参加差押えにより交付を受けた金銭			差押え又は交付要求若しくは参加差押え年月日		金額又は金種別	交付を受けた年月日			
			年 月 日			年 月 日			
競売人・第三債務者 公売・競売執行機関等									
名称又は氏名		領収の内容			領収書No.				
充 当 の 内 訳	年度	違反番号	納期限	違反放置金	延滞金	滞納処分費	備考		
			. .	円	円	円			
			. .						
			. .						
			. .						
備 考									
取 扱 者		徴収職員						印	
連絡先	〒980-8410		所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号						
			名称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係						
			電話 (022) 221-7171内線						

注 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。

備考 通知文は、差し押えた金銭又は交付要求により交付を受けた金銭若しくは参加差押えにより交付を受けた金銭の区分に従って、適宜訂正すること。

残 余 金 領 収 書

¥

---

ただし、配当した金銭の残余金

上記金額を領収しました。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住所

氏名

⑩

別記様式第24号

差 押 解 除 通 知 書		
		第 年 月 日
殿		宮城県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
次の財産の差押えを解除しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第 条第 項の規定により通知します。		
滞納者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
差押解除財産	名称、数量、性質及び所在	差押年月日
		年 月 日
		年 月 日
備考		
取扱者	徴収職員	⑩
連絡先	〒980-8410所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 名称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話 (022) 221-7171内線	

- 備考 1 通知文中の国税徴収法の規定に例による根拠条項は、それぞれ次のように記載すること。
- (1) 動産又は有価証券の差押えの解除を滞納者に通知する場合 第80条第1項
  - (2) 債権の差押えの解除を滞納者に通知する場合 第80条第2項
  - (3) 債権の差押えの解除を第三債務者に通知する場合 第80条第1項
  - (4) 質権者等のうち知れている者及び交付要求又は参加差押えをしている者に差押えの解除を通知する場合 第81条
- 2 封印等を取り除かせる場合は、「備考」の欄に次のように記載すること。
- (1) 滞納者に保管させている財産を滞納者に取り除かせる場合、差押財産に取り付けている封印等を取り除いてください。
  - (2) 第三者に保管させている財産を第三者に取り除かせる場合、差押え財産に取り付けている封印等は、あなたから保管者に連絡し、保管者により取り除かせてください。



別記様式第26号

交 付 要 求 書							
						第 年 月 日	
殿							
						宮城県公安委員会	印
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等を徴収するため、次の財産について、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第1項の規定の例により交付要求をします。</p>							
滞納者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
滞納金額	年度	違反番号	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	備考 (法定納期限等)
			・ ・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
交付要求に係る財産又は事件名	(名称、数量、性質及び所在)						
	----- ----- -----						
	執行機関名				差押年月日	年 月 日	
備考							
	-----						
取扱者	徴収職員						㊟
連絡先	〒980-8410		所在地	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号			
			名称	宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係			
			電話	(022) 221-7171内線			

注 延滞金については、この交付要求書作成の日までのものです。  
備考 「滞納金額」の欄が不足するときは、別紙を使用すること。

別記様式第27号

交 付 要 求 通 知 書							
						第 年 月 日	
殿							
宮城県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>							
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等を徴収するため、次の財産について交付要求しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項（第82条第3項において準用する同法第55条）の規定の例により通知します。							
滞納者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
滞納金額	年 度	違反番号	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	備考 (法定納期限等)
			・ ・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
交付要求に係る財産名	(名称、数量、性質及び所在)						
	-----						
	-----						
	-----						
執行機関名			差押年月日		年 月 日		
取扱者	徴収職員 <span style="float: right;">㊟</span>						
連絡先	〒980-8410所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 名称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話 (022) 221-7171内線						

注1 延滞金については、この交付要求通知書作成の日までのものです。

注2 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日）

備考1 通知文中の国税徴収法の規定の例にによる根拠条項は、それぞれ次のように訂正すること。

(1) 滞納者に通知する場合 第82条第2項

(2) 質権者等のうち知っている者に通知する場合 第82条第3項において準用する同法第55条

2 「滞納金額」の欄が不足するときは、別紙を使用すること。

別記様式第28号

債 権 現 在 額 申 立 書										
							第 年 月 日			
殿							宮城県公安委員会			印
当庁が交付要求（参加差押え）をした債権の現在額は、次のとおりです。										
滞納者	住所又は所在地									
	氏名又は名称									
公売財産	(名称、数量、性質及び所在)									
交付要求（参加差押え）に係る債権の現在額	年度	違反番号	納期限	法定納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	計	備考	
			..		円	法律による金額 円	法律による金額 円	円		
			..		円	法律による金額 円	法律による金額 円	円		
			..		円	法律による金額 円	法律による金額 円	円		
			..		円	法律による金額 円	法律による金額 円	円		
			..		円	法律による金額 円	法律による金額 円	円		
交付要求（参加差押え）年月日					年 月 日					
備考										
取扱者			徴収職員							印
連絡先		〒980-8410所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 名称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話 (022) 221-7171内線								

注 延滞金については、この債権現在額申立書作成の日までのものです。

別記様式第29号

交 付 要 求 解 除 通 知 書			
		第 年 月 日	
殿		宮城県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
<p>次の財産に係る交付要求を解除しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第84条第2項（第84条第3項において準用する同法第 条第 項）の規程の例により通知します。</p>			
滞納者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
交付要求の解除に係る財産	(名称、数量、性質及び所在)	交付要求年月日	年 月 日
	行政機関等名	交付要求解除年月日	年 月 日
備考			
取扱者	徴収職員 <span style="float: right;">㊟</span>		
連絡先	〒980-8410 所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 名称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話 (022) 221-7171内線		

備考 通知文中の国税徴収法の規定の例による根拠条項は、それぞれ次のように訂正又は記載すること。

- (1) 交付要求に係る執行機関に通知する場合 第84条第2項
- (2) 滞納者に通知する場合 第84条第3項において準用する同法第82条第2項
- (3) 質権者等のうち知っている者に通知する場合 第84条第3項において準用する同法第55条